

産 業 （7件）

●農業を営んでいるが、イノシシの被害があまりにもひどい。少しでも減少するように対策をお願いしたい

市ではイノシシ被害対策として、平成25年度に伊達市鳥獣被害対策実施隊を設立し、狩猟期間（11月15日から3月15日）以外でも通年で捕獲許可を発令し、イノシシの捕獲を実施しています。

平成30年度のイノシシ捕獲数は中山間地等を中心に2,178頭で、農作物被害や農地の法面が崩されたなどの被害の連絡を受け次第、鳥獣被害対策実施隊へ連絡し、すみやかに捕獲用の罠を仕掛ける対策を行っております。

さらに、捕獲対策以外にも、地区の農家の方々がまとまり周辺農地を一帯的に電気柵やワイヤーメッシュで囲い侵入を防止する対策や、農家の方個人による電気柵などの設置費用の補助なども行っております。

（担当：農政課）

●大型ショッピングモールのお話を早く進めてほしい

現在、建設が進められている東北中央自動車道「相馬福島道路（復興支援道路）」が国道4号と接続する位置に設置される（仮称）国道4号インターチェンジ周辺の堂ノ内地区に、多機能型複合商業施設の誘致を推進しております。

現状としては、地元地権者の方々が立ち上げた土地区画整理組合準備会と連絡を取りながら誘致に向けた準備を進めております。市としては、新たな雇用の創出、特に若者を中心とした交流人口や定住人口の増加、購買者の県外流出防止のため、この地域のまちづくりを支援しています。

今後も周辺自治体との連携や関係各所との連絡調整を図りながら早期誘致の実現に向けて努めて参ります。

（担当：商工観光課）

●稲わらなどと一緒にビニールなども燃やしている人がいる。対策を取り広報や町内会等で徹底してほしい。

農地での作物の残さ物焼却などが例外として認められているものがありますが、それ以外は罰則の対象となっており、住宅地で野焼きをすることはできません。

居住地域で野焼きを見かけた場合には、実施者に注意を促してまいりますので、最寄りの消防署または市役所総合支所にご連絡ください。

また、市としても、違法な野焼きが行われないよう広報等での周知・徹底を継続してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

（担当：生活環境課）

●伊達市に大型ショッピングモールをつくってほしい。

市では、現在、建設が進められている東北中央自動車道「相馬福島道路（復興支援道路）」が国道4号と接続するために設置される（仮称）国道4号インターチェンジ周辺の堂ノ内地区に、多機能型複合商業施設（大型ショッピングモール）の誘致を推進しており、地元地権者の方々が施設誘致のために立ち上げた、土地区画整理組合準備会と情報を共有しながら準備を進めているところです。

市民の皆さんが、家族連れの食事やショッピングを楽しめる多機能型複合商業施設の立地が早期に実現できますよう、今後も、周辺自治体との連携や関係各所との連絡調整を図りながら施設の誘致に努めてまいります。

(担当：商工観光課)

●保原町のイルミネーションで、もっと広く大きなトンネルを作れば観光客が増えると思う。また、ひたち海浜公園のように、年中花を楽しめる広い敷地を作って観光につなげてほしい。

保原町陣屋通りのイルミネーションは、毎年保原町商工会が商店街の活性化のため、市の補助金や市内企業等の協賛金により実施しているものです。

電気代などの費用が高額になること、場所が限られていることから、お手紙にございました三重県「なばなの里」のように、民間事業者が有料で実施しているイルミネーションと同様の大掛かりな電飾を施すことは難しい状況ですが、毎年、工夫をこらした企画で皆様に楽しんでいただいているようです。

また、市内には、紅屋峠の千本桜や霊山や月館のあじさいなど、四季折々の花の見どころが色々ありますので、ぜひ足を運んでご覧いただけると幸いです。

2020年度中には相馬福島道路の全線開通が予定されておりますので、伊達市にこれまで以上に全国から多くの観光客が訪れるよう、ご提案いただきました事例を参考にさせていただきながら、季節折々の催しや花々の情報など本市の魅力を積極的に市内外に向けて発信していきたいと考えております。

(担当：商工観光課)

●阿武隈川の堤防に桜を植えて名所にしてはどうか。

堤防の上や川側の斜面への植樹については、老木化による倒木や根が弱ることによって地面にすき間ができ、治水のために必要な堤防の強度を弱める可能性があるため河川法で規制されています。

また、阿武隈川を管理している福島河川国道事務所伏黒出張所に確認したところ、「堤防に桜を植えるためには、桜つつみ整備要領に基づき、洪水から堤防を守るために必要な堤防断面を確保し、堤防に土を盛る桜つつみを新たにもうけなければならないため、既存の堤防に桜を植えることはできない。」との回答がありました。

ご提案の実現には、河川法や桜つつみ整備要項に基づく大規模な工事が必要となります。そのため、市といたしましては、現在、阿武隈川の堤防に桜つつみを整備することは困難であると考えておりますので、どうかご理解いただきますようお願いいたします。

(担当：土木課)

●仮置き場の塀を撤去してほしい。

富成第7～11区仮置き場については、平成30年度に除染除去物を中間貯蔵施設へ搬出を行うことができました。

お手紙をいただきました仮囲い塀につきましては、東根川沿いの塀を含め全て撤去させていただきました。

また、仮置き場の設置のためにお借りしていた土地の原状回復につきましては、地権者の方々と話し合い、本年秋ごろまでに実現可能で合理的な範囲・方法で実施する予定となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

(担当：放射能対策課)